（3）沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その８　４か月～５日契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用	15,750	13,060	10,370	7,680	
		自家用	8,450	7,590	6,720	5,850	
営業用乗用自動車		個人を除く	27,370	21,780	16,180	10,580	
		個人	18,490	15,110	11,740	8,360	
自家用乗用自動車			6,260	5,940	5,630	5,310	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	7,810	7,110	6,400	5,690	
		最大積載量が２トン以下のもの	7,810	7,110	6,400	5,690	
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	7,810	7,110	6,400	5,690	
		最大積載量が２トン以下のもの	7,810	7,110	6,400	5,690	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用	6,560	6,170	5,770	5,380	
		自家用	6,560	6,170	5,770	5,380	
小型二輪自動車			5,040	5,030	5,020	5,000	
軽自動車		検査対象車	6,260	5,940	5,630	5,310	
		検査対象外車					
原動機付自転車							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,260	5,200	5,130	5,060	
緊急自動車			5,560	5,420	5,280	5,130	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,580	5,430	5,280	5,140	5,010
	(ロ) 小型二輪自動車		5,040	5,030	5,020	5,000	5,000
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,060	5,040	5,030	5,010	5,000
		検査対象外車	5,070	5,050	5,040	5,020	5,020
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,440	5,320	5,210	5,100	
	(ロ) 教習用自動車		5,440	5,320	5,210	5,100	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,200	5,900	5,600	5,290	
		b 小型二輪自動車	6,040	5,780	5,520	5,250	
		c 軽自動車 検査対象車	6,040	5,780	5,520	5,250	
		c 軽自動車 検査対象外車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車							

（注）本表は、沖縄県のうち（4）の表（注）２に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

（4）沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その１　６０か月～５３か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用								
		自家用								
営業用乗用自動車		個人を除く								
		個人								
自家用乗用自動車										
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用								
		自家用								
小型二輪自動車										
軽自動車		検査対象車								
		検査対象外車	5,840							
原動機付自転車			5,660							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950	5,930
	(ロ) 小型二輪自動車		5,760	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690	5,680	5,670
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,880	5,860	5,850	5,830	5,820	5,810	5,790	5,780
		検査対象外車	5,760	5,750	5,740	5,730	5,710	5,700	5,690	5,680
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車	5,190							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,130							

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。